

令和8年度 空き家・空き店舗等調査活用相談員 募集要領

1 募集内容

職種	職務の内容	勤務場所	採用予定人員
空き家・空き店舗等調査活用相談員 (有資格者職)	<p>① 相談用務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の維持管理、売買、賃貸、解体に関すること。 ・ 空き家の相続に関すること。 <p>② 案内用務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等補完工事登録業者、宅地建物取引業者（売買、賃貸関係）、司法書士（相続関係）及び公的支援に関すること。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家、空き店舗及び跡地の現地調査 ・ 現地調査に基づく資料作成 ・ 補助交付申請のチェック及び受理 ・ 空き家の所有者特定調査 ・ 空き家の定期パトロール ・ 特定空家等に対する緊急安全措置 ・ 災害時の後方支援 	本庁4階 (空家施策推進室)	3名程度

2 基本的な勤務条件

区分	内容
任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31までの範囲内
勤務日	月曜日から金曜日の週5日間
勤務時間	8時30分から16時00分（60分休憩） ※ 業務の状況によっては時間外勤務を命ずる場合があります。
給与等	<p>【基本報酬】</p> <p>日額（6時間30分/日） 9,265円～9,665円</p> <p>※ 職歴により上記の範囲内で決定します。</p> <p>※ 支給日は原則として翌月の15日となります。</p> <p>※ 上記基本報酬額については、今後変動する場合があります。</p> <p>【期末手当】</p> <p>6ヶ月、12ヶ月 それぞれ最大1,2625ヶ月分</p> <p>※ 勤務条件等により、支給されない場合や支給月数が異なる場合があります。</p> <p>※ 最大の支給月数については、今後変動する場合があります。</p> <p>【勤勉手当】</p> <p>6ヶ月、12ヶ月 それぞれ最大1,0625ヶ月分</p> <p>※ 勤務条件等により、支給されない場合や支給月数が異なる場合があります。</p> <p>※ 最大の支給月数については、今後変動する場合があります。</p> <p>【その他】</p> <p>○ 通勤手当相当分 ※ 通勤距離や通勤手段に応じて異なります。 (例) 片道3kmの場合は、日額247円となります。</p> <p>○ 時間外勤務手当相当分 など</p>

休日	土・日曜日、祝日、年末年始（令和8年12月29日～令和9年1月3日）
休暇	<p>【有給休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年次有給休暇（1年につき10日）※勤務条件により異なります。 ○ 病気休暇（5日目まで） ○忌引休暇 ○結婚休暇 ○ 配偶者出産休暇 ○育児参加休暇 ○産前・産後休暇 ○ 不妊治療休暇 など <p>【無給休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子の看護休暇 など <p>※ 上記休暇制度については、今後、変更する場合があります。</p>
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの適用があります。 ※ 勤務条件によっては社会保険の対象とならない場合もあります。
公務災害	原則として市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止などの服務上の規定が適用されます。
その他	本庁舎敷地内は受動喫煙防止のため禁煙となります。（屋外に喫煙場所設置）

3 募集から採用までの流れ

1. 募集	<p>【募集期間】</p> <p>令和8年2月2日（月）から令和8年3月6日（金）まで</p> <p>※ 応募状況によっては、募集期間を延長する場合があります。</p> <p>※ 郵送の場合は、令和8年3月6日（金）必着です。</p>
-------	--

↓

2. 応募	<p>(1) 応募資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年齢、性別、住所、国籍は問いません。 ② 行政書士あるいは宅地建物取引士又は建築士（等級は問わない。）の資格を現に有しているか、または採用までに取得見込みの人が対象となります。資格や免許を取得出来ない場合は採用できません。 ③ Wordにおける文書作成ができること。 ④ Excelで表計算の作成及びデータ入力ができること。 ⑤ 建築士の資格で応募しようとする方は、JWCADを使えること。 ⑥ 普通自動車運転免許を有すること。 ⑦ 次のいずれかに該当する方は応募できません。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの 2) 延岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人 <p>(2) 応募書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 履歴書及び「業務適性」等確認シート（様式1） 1部 ② 職務経験確認書（様式2） 1部 ③ 免許・資格者証書の写し 1部 <p>※ 資格や免許を取得見込の場合は、取得後速やかに、遅くとも採用日までに提出してください。</p> <p>※ ①及び②の様式は空家施策推進室でお渡しすることもできます。</p>
-------	--

	<p>(3) 応募方法</p> <p>① 郵送する場合</p> <p>1) 封筒（角2号・240mm×332mm）の表面に「相談員募集申込」と朱書きしてください。</p> <p>2) 送付先 〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1 延岡市都市建設部空家施策推進室 採用担当</p> <p>② 持参する場合</p> <p>1) 受付時間 土日・祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで</p> <p>2) 提出先 空家施策推進室（市役所本庁舎4階）</p>
--	---

↓

3. 選考	<p>応募のあった方から順次、面接を行います。</p> <p>※ 面接日時及び場所等は、個別に連絡します。</p> <p>※ 各資格に応じた実務経験を有する方を優先します。</p>
-------	--

↓

4. 採用内定	<p>採用が内定した方に、採用手続に関する書類をお渡しします。</p> <p>採用日の直前に、採用が内定する場合があります。</p>
---------	--

↓

5. 必要書類の提出	上記「4. 採用内定」でお渡しした書類のうち必要なものを提出してください。
------------	---------------------------------------

↓

6. 採用	<p>① 地方公務員法の規定に基づき、採用は全て条件付きとし、採用後原則1か月を良好な成績で勤務した後に正式採用となります。</p> <p>② 応募資格がないこと又は履歴書の記載事項などに虚偽があった場合には採用されないことがあります。</p>
-------	--

4 注意事項

- (1) 応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (2) 応募書類に記載された個人情報については、必要な範囲でのみ利用します。
- (3) 本庁及び上下水道局の駐車場は台数に限りがあり、また、詰め込み式となっています。
なお、駐車場利用には条件（自宅から勤務先まで片道5km以上）があります。

5 募集に関する問い合わせ

担当課	延岡市 都市建設部 空家施策推進室
受付時間	土日・祝日を除く平日 8時30分から17時15分まで
受付場所	延岡市役所 都市建設部 空家施策推進室（市役所本庁舎4階）
住所	〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
電話番号	0982-20-7170